

多子世帯の授業料無償化制度について

令和7年度から高等教育修学支援制度の支援が拡充され、日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）から「多子世帯」の認定を受けた学部学生は、所得の制限※1なく入学料及び授業料※2が減免されます。

※1 所得制限はありませんが、学力要件及び資産要件（申請者と生計維持者への資産の合計額が3億円未満）に基づく審査があります。

※2 本学では、入学料は県内生・県外生ともに282,000円を減免、授業料は年額535,800円が免除されます。令和6年度以前入学者が納付した入学料は、遡って免除されませんのでご注意ください。

1 多子世帯の要件

『生計維持者が所得税法上扶養するとして子等が3人以上』であること

※多子世帯に該当するかどうかの判定については、申請時点で確定している住民税課税情報に基づいて、JASSOが行います。大学では判定はできません。

（例）令和7年度の春採用に申請：令和5年12月31日時点における住民税情報

令和7年度の秋採用に申請：令和6年12月31日時点における住民税情報

※ただし、税情報に反映されない時期に出生した生計維持者の実子等がいる場合は、その人数を申告することで扶養する子に加算される場合がありますので、教育支援課に申し出て手続き方法を確認してください。

2 手続き方法

本制度は、高等教育の修学支援新制度（給付奨学金と授業料等減免）であるため、支援を希望する者は、日本学生支援機構の給付奨学金を申し込み、採用されることが必要です。多子世帯であることから自動的に、無条件で授業料が減免されるものではないことに注意してください。

希望者は下表の該当する項目のとおり、手続きをしてください。

<在学生>

①	令和6年度以前に JASSO 給付奨学金に採用されており、現に利用している者	JASSO が多子世帯に該当するかを確認しますので、学生本人による手続きは不要です。（ただし、4月中～下旬の在籍報告は必ず行ってください。）
②	①以外の者	4月中旬頃に教務システムから通知する「在学採用」に申し込む。

<新入生>

①	高校在学中に JASSO 給付奨学金の予約採用に申し込み、採用候補者に決定している者	4月中旬頃に教務システムから通知する案内に従って、JASSO に進学届を提出
②	高校在学中に JASSO 給付奨学金の予約採用に申し込んだが、不採用となった者	4月中旬頃に教務システムから通知する「在学採用」に申し込む。
③	①②以外の者	4月中旬頃に教務システムから通知する「在学採用」に申し込む。

※以下に該当する場合は、多子世帯であっても、本制度の支援を受けることができません。

- ・過去に給付奨学金を受給していたが、廃止判定を受けた者
- ・修業年限で卒業できないことが確定した者（休学により、最短修業年限を超過している場合は、申請できる可能性があります）
- ・高校卒業後2年を超えて本学に進学した者（3浪以上している者）

3 令和7年度 前期授業料の徴収について

申し込み状況	授業料の徴収
令和6年度以前に JASSO 給付奨学金に採用されており、現に利用している者	多子世帯に該当するかの判定結果を反映した金額を4月28日（月）に口座振替
高校在学中に JASSO 給付奨学金の予約採用に申し込み、採用候補者に決定している者	授業料の納付を猶予します。 5月27日（火）には口座振替を行わず、進学届を提出し、採用が決定したのち、確定した支援区分に基づいて減免後の金額を通知しますので、振込で納付してください。
在学採用に申し込む者	在学学生は4月28日（月）、新入生は5月27日（火）に一旦全額口座振替を行います。 奨学金に申請し、採用が決定したのち、確定した支援区分に基づいて差額分を還付します。

令和7年度後期授業料は、減免適用後の金額を10月27日（月）に口座振替により徴収します。

手続き方法の詳細については、4月中旬以降に、随時教務システムからお知らせします。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

教育支援課 畝傍山キャンパス事務室
入試・学生支援係
TEL：0744-22-3051（内692141）